

## 在宅看護等に係る機器等を使用する県営住宅入居者の 移転及び入れ替えの取扱いについて

県営住宅に入居している者が、同居者の人数の増減、身体的理由、トラブル等により、既存住宅で生活が続けることが真に困難となった場合は、「住宅移転及び入れ替えの承認に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、他の県営住宅への移転及び入れ替え（以下「入れ替え等」という。）を実施している。

### （事 例）

病気等により、医療機器等を使用するため、居住部分が制限され、既存住宅では居住部が狭隘となるため生活が続けることが困難な場合。

### （入れ替え等の取扱い）

永続する身体的理由により、医療機器等の使用が真に必要なことが医師の診断書等で確認できる場合であり、居室がその医療機器等で占有される場合は、当該居室を病室とみなして居住部分から除くものとし、その結果、居住部分が1人当たり4畳以下となった場合は、入れ替え等ができる。

- 主な医療機器等
  - ・ 医療（介護）用ベッド
  - ・ 医療（介護）用ベッドテーブル
  - ・ 車いす
  - ・ 酸素吸入器、吸引機
  - ・ ポータブルトイレ
  - ・ ポータブル浴槽

（取扱いの適用日） 平成12年9月20日

### （根 拠）

#### 1 身体的理由（要綱第2条第2項第1号）

名義人又は同居者が、高齢者や身体障害者になったため、永続する身体的理由により、現在の住宅では生活が続けることが真に困難である。

↓

医療機器等を使用しなければ、生活が続けることが真に困難であることが医師の診断書や障害者手帳等により確認できるとき。

#### 2 居住の状況（要綱第4条第4項第3号ただし書き）

ただし、～通常過密（就寝室の面積が4畳以下）となるときに限る。